

令和元年 第12回 蕨市教育委員会（定例会） 会議録

招 集 期 日	令和元年11月12日(火)		
場 所	蕨市民会館 301室		
開閉の時間	午後2時から午後2時15分まで		
議 長	松 本 隆 男 教育長		
出席委員	1番 加 藤 正 明 委員	2番 飯 野 朗 子 委員	4番 小 島 奈 津 子 委員
議事参与者	教育部長 渡 部 幸 代	教育部次長・学校教育課長 原 田 卓 治	教育総務課長 田 中 昌 継
	生涯学習スポーツ課長 松 永 祐 希	中央公民館長 加 納 克 彦	東公民館長 岡 部 次 男
	図書館長 佐 藤 昌 史	歴史民俗資料館長 佐 藤 直 哉	学校給食センター所長 越 正 男
	西公民館長 星 野 尚 子	南公民館長 野 田 智 之	北町公民館長 鈴 木 啓 文
	下蕨公民館長 大 山 麻 美 子	旭町公民館長(指定管理者) 井 田 誠	
書 記	教育総務課庶務係長 渡 邊 浩 介		

	会 議 事 件 名	議 事
議   行  況	報告 1 「蕨市市制施行 60 周年記念第 1 1 回中学生の主張 in わらび」について	開会宣言された後、前回の会議録の承認が行われ、直ちに報告に入る。  蕨市市制施行 60 周年記念第 11 回中学生の主張 in わらびは、10 月 31 日(木)に市民会館で開催し、市立中学校 2 年生全員の前で、6 名の 3 年生が堂々と発表を行った。今年度は、蕨市の良さや更なる発展を願う内容が盛り込まれ、60 周年にふさわしい主張が発表されたとの報告が、学校教育課長からなされた。
	報告 2 令和元年度 新人体育大会 (二市) の結果について	令和元年度新人体育大会では、野球、サッカー、バスケットボール、卓球、柔道、剣道、駅伝、水泳、陸上などにおいて、優勝または標準記録を突破した個人や団体など、数多くの生徒が県大会への出場を決めたとの報告が、学校教育課長からなされた。
	報告 3 令和元年度 学校保健及び学校安全表彰 (文部科学大臣表彰) について	蕨市立東中学校の佐藤恵子校長が、学校保健分野において、文部科学大臣表彰を受賞することが決定した。佐藤校長は、長年にわたり学校保健の推進に努め、卓越した識見と指導力により、全国的な大会の発表者や指導助言者としても活躍するとともに、文部科学省や日本学校保健会が作成する指導資料の作成委員なども務めた。東中学校においても、保健学習及び学級における保健指導を計画的に推進し、同校は平成 28 年度に埼玉県学校保健努力学校、29 年度に同優良学校、30 年度に埼玉県学校保健会表彰を受賞した。今年度、これまでの実績を踏まえ、埼玉県を通じて佐藤校長を推薦した結果、文部科学大臣表彰を受賞することとなったとの報告が、学校教育課長からなされた。
	報告 4 令和元年度第 77 回蕨市民体育祭・第 49 回体育協会支部体育祭について	令和元年度第 77 回蕨市民体育祭・第 49 回体育協会支部体育祭について、この催しは、蕨市体育協会が主催し、例年、市内 5 地区で開催されており、今年度は、10 月 20 日(日)に全支部で開催された。当日は天候にも恵まれ、昨年度を大きく上回る計 3,545 人が参加したとの報告が、生涯学習スポーツ課長からなされた。

議 況	<p>議案第 4 6 号 蕨市副食費実費徴収補足給付事業実施要綱の制定について</p>	<p>以上報告の後、教育長より、議案第 45 号については、議会に関係する案件であるため、蕨市教育委員会会議規則第 14 条の規定により、「公開しないもの」としたいとの提案があり、委員から異議なく承認され、本定例会の最後に審議することとなった。</p> <p>また、関連のある議題はまとめて審査したいため、一部順序を変更することとして、議事に入る。</p> <p>蕨市副食費実費徴収補足給付事業実施要綱については、幼児教育無償化が 10 月から実施されている一方、現在、保護者負担が生じている副食費に対し、一定の要件を満たす場合に、補助金を交付するために制定しようとするものであると、学校教育課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。</p>
	<p>協議第 1 0 号 市長の権限に属する事務の一部を蕨市教育委員会に委任する規則の一部改正案について</p>	<p>市長の権限に属する事務の一部を蕨市教育委員会に委任する規則の一部改正案について、先ほど審議した蕨市副食費実費徴収補足給付事業実施要綱に係る事務は、本来は市長の権限に属する、補助金の交付等の予算の執行に関するものであるが、これを教育委員会に委任するために改正を行おうとするものであると、学校教育課長から説明がなされ、原案どおり異議なく承認された。</p>
	<p>議案第 4 4 号 蕨市学校運営協議会規則の一部改正について</p>	<p>蕨市学校運営協議会規則の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本規則の条番号を改めるとともに、協議会の委員に、公民館長など市職員も任命できるよう改正を行おうとするものであると、学校教育課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。</p>
	<p>議案第 4 5 号 蕨市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について</p>	<p>【以下、非公開案件についての会議録】</p> <p>蕨市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部改正については、前回の定例教育委員会で報告したとおり、学校給食費について、令和 2 年 4 月より、小学校では 3,780 円を 4,200 円に、中学校では 4,536 円を 4,900 円に改定するためのものであると、学校給食センター所長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。</p>